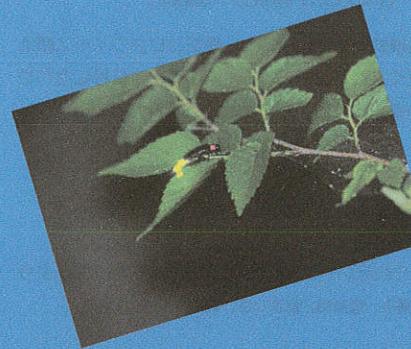


守山市民活動手引書－2021－



もり・まっち



- ボランティア&研修情報
- 公共施設情報
- 補助金情報

もりやまで
何かしたい
全ての人へ

2021年8月発行

守山市市民協働課協働推進係
〒524-8585 守山市吉身二丁目5番22号
☎ 077-582-1149 **FAX** 077-583-4654



—『新しい生活様式』に沿った—

守山市 地域活動ガイドライン（R3.8.6 策定）（抜粋）

このガイドラインは、国が提唱している『新しい生活様式』を実践しつつ、新型コロナウイルス感染拡大の防止と地域における活動との両立を図っていただくことを目的に、国・県・市の方針等に合わせた活動の基本的な考え方方が示されており、この中から地域における活動の注意点を抜粋しました。

地域活動を行う際の注意点

(1) 基本的な感染症対策を実施しましょう。（参加者側）

＜体調不良の自覚症状がある方の活動自粛＞

- 発熱等の風邪の諸症状がみられる方や体調がすぐれない方は怠のため、活動参加を控えるよう
にしましょう。 ※発熱（37.5℃以上）、咳、のどの痛み、倦怠感、息苦しさ、味覚や嗅覚の異常など

＜感染予防と感染拡大防止＞

- 活動参加の際には、こまめな手洗いや手指の消毒を行いましょう。
- 活動中は可能な限りマスクを着用し、咳エチケットを徹底しましょう。
- 特に高齢者や妊婦、子どもが参加するイベント、会議等の開催前に検温など体調確認を行いま
しょう。

(2) 屋内・屋外問わず、「3密」（密集・密接・密閉）を回避した上で活動とする。（主催者側）

密集しない

- ① 屋内・屋外とも、参加者同士の間隔を十分確保する。（できるだけ四方1m以上の間隔を開ける。）
- ② 参加者同士の間隔を開けるとともに、できるだけ対面方式での配置を避ける。
- ③ 入退場時の列等で参加者が密集することが無いように、動線の確保等に配慮する。

密接しない

- 屋内・屋外とも会話などで飛沫が飛散しないように、会話や発声の際は、マスクの着用を徹底
しましょう。ただし、熱中症対策として水分補給はこまめに行いましょう。

密閉しない

- ① 可能であれば、扉および2方向以上の窓を常時開けた状態で活動を実施する。
- ② 常時開放が難しい場合、30分おきに5分間程度（または、1時間おきに10分間程度）扉およ
び窓を開けて、室内の換気を行う。など

(3) 活動参加者全員の把握と健康チェック等を行う。（主催者側）

- 各活動の代表者（当日参加している。）は、参加者全員の氏名の把握と感染防止対策（検温、体
調確認、マスク着用等）の状況を確認しましょう。
- ※マスクの予備を幾つか用意しておき、当日、もしマスクを持参していない参加者がいても対応できる
ようにしておきましょう。

(4) 感染予防や3密対策に特に注意が必要な活動

- 調理、会食を伴う活動
- 密接が生じやすい活動 （例）囲碁、将棋、麻雀 など
- もっぱら運動することを目的とする活動 （例）踊り、ダンス、体操、屋内スポーツ など
- 密閉した空間で大きな声（呼気）を出すことや歌うことをする活動 （例）合唱、詩吟、
民謡、謡曲、吹奏楽 など

はじめに

この本には…

- 守山のまちの魅力

が詰まっています。

- 地域の中で何かしたい人
- 活動はまだこれからの人
- 市民活動をしている人

ぜひ、読んでください。

市民活動への共感・希望が生まれて

みんなのまちへの想いが

『「住みやすさ日本一」のふるさとづくり』に
つながることを願っています。

目次

第1章 私たちのまち

第2章 活動を始めてみよう

第3章 さまざまな活動の形

1 活動の特徴

2 NPO法人とは

第4章 市民活動を支援する組織

1 守山市社会福祉協議会

2 公民館

3 守山市民交流センター

第5章 身近なところで参加してみよう

1 ボランティアをする

2 研修を受ける

3 ボランティア登録する

4 メンバーとして活動する

第6章 施設情報

第7章 助成金情報

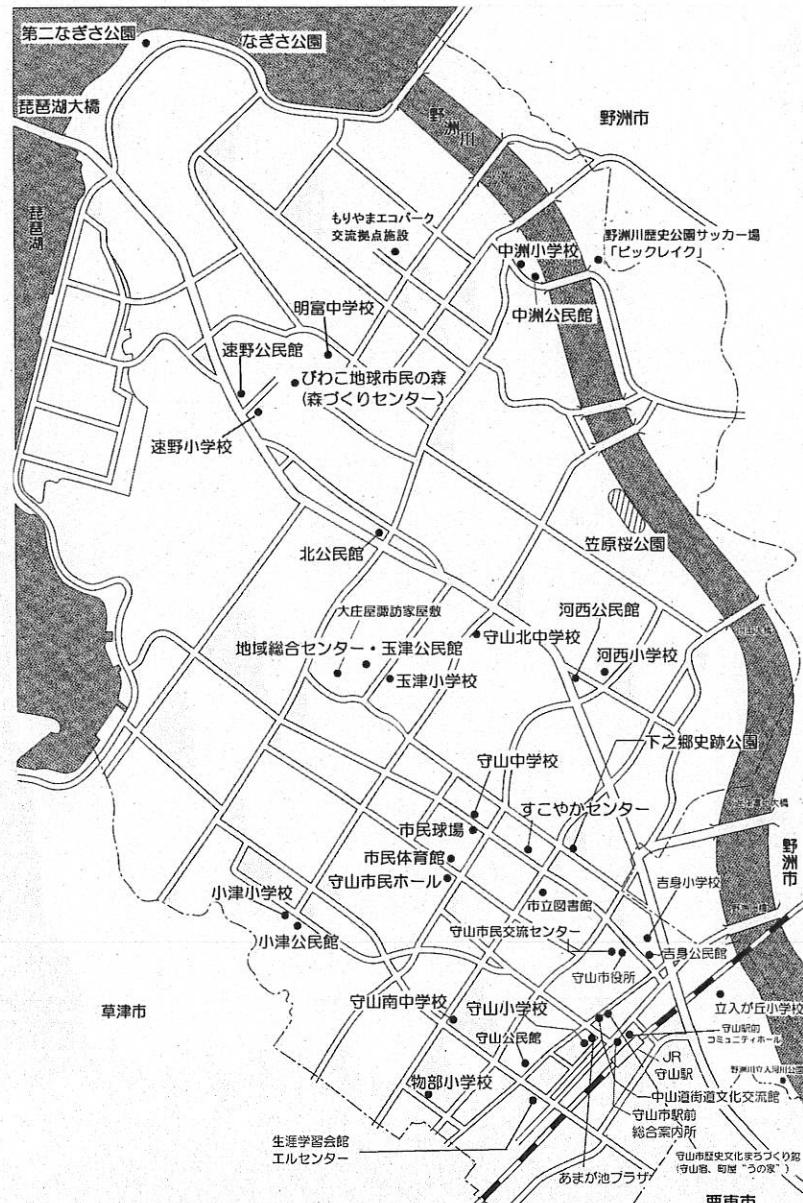
第8章 活動の周知を支援してほしい

後援名義の使用

広報もりやま掲載

市公式イラスト等の利用

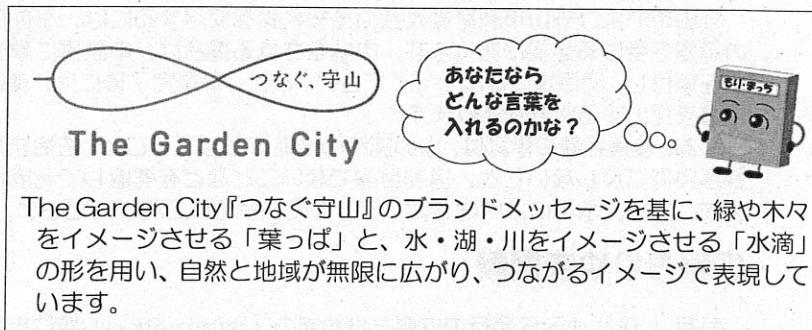
守山市 施設ガイド



市公式イラスト等の利用

○守山の魅力を発信するロゴデザイン

市内イベントなどのポスターや広報媒体に掲載することにより、様々な場面で守山の魅力発信を行っています。ロゴデザインは3種あり、あなたの好きな言葉と組み合わせることが出来る「市民参加型」のデザインもあります。



<使用について>

使用条件があり使用届が必要となります。企画政策課へご連絡ください。

■企画政策課 ☎ 582-1162 FAX 582-0539

○守山市PRキャラクター「もーりー」

守山市のPRキャラクター「もーりー」は、ゆるきゃらとしても大人気です。この愛らしいイラストを、市民活動に係るチラシ等に使用することができます。

<使用について>

- 使用条件があり使用届が必要となります。
- 守山商工会議所へご連絡ください。
- もーりーデザインの利用の趣旨に反するものとして承認しないものとする。



守山市PRキャラクター
「もーりー」

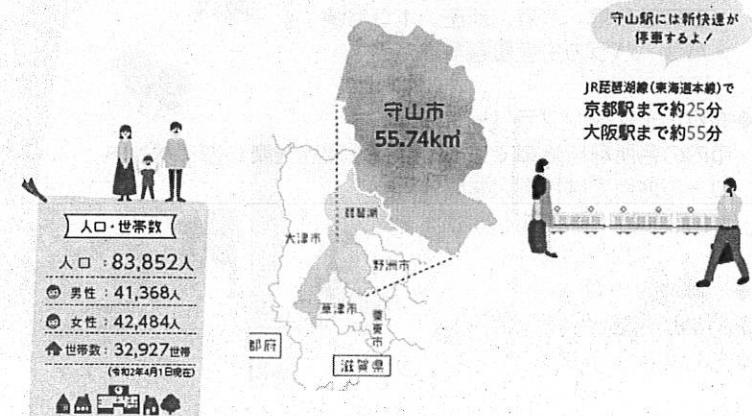
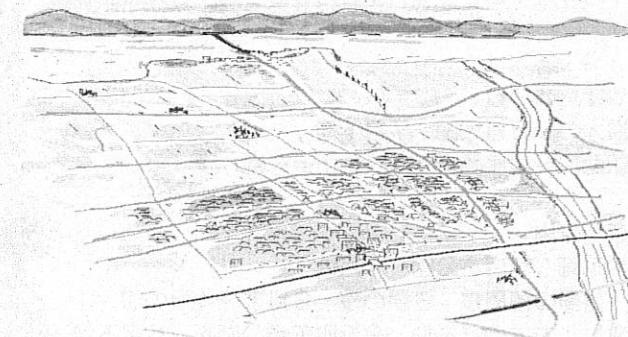
■守山商工会議所■

☎ 582-2425 FAX 582-1551

第1章 私たちのまち

守山市の様子

守山市は、駅前周辺の市街地でゲンジボタルが乱舞する美しい水環境、豊かな自然環境、そして琵琶湖や比良・比叡の山並みを望む素晴らしい景観をもつ田園都市です。また、都市機能など多彩な魅力を持ち、近年では京阪神エリアのベットタウンとして、活気づいています



守山の恒例イベントなど

◆守山の奇祭

- *勝部の火祭り（勝部神社）、浮気の火祭り（住吉神社）
県を代表する勇壮な火祭り 每年1月の第2土曜日行われる
- *すし切り祭り（幸津川町）下新川神社
乳酸で発酵させた「ふなすし」を切る奇祭 毎年5月4日～5日

◆守山ほたるパーク&ウォーク 5月下旬～6月中旬

ゲンジボタルの群生地の復活に向けて
大正13年（1924年）12月9日 第一号天然記念物

◆もりやま夏まつり

県下最大の歩行者天国 7月下旬
守山駅西口～銀座西交差点～中山道一帯



◆花のまち守山

- ・菜の花畠 なぎさ公園 1月頃
- ・桜 喜多の薄墨桜 笠原の桜 3月末～4月中旬
- ・ハマヒルガオの群生地 今浜町美崎の湖岸 5月下旬
- ・あじさい園 もりやま芦刈園 6月頃
- ・近江妙蓮 天然記念物・市花 7月～8月
- ・コスモス畠 今浜、新庄 10月頃
- ・バラ バラの生産農家多数



◆もりイチスタンプラリー

市内の名所を自転車で巡って、食と観光を楽しむイベント
ゴール地点では抽選会も開催
11月下旬 守山市内各所



◆もりやまいち

◆野洲川冒険大会

◆もりやま冬ホタル

第8章 活動の周知を支援してほしい

後援名義の使用

後援名義を使用することで、参加者からの信用を得やすくなり、市民に対する周知をしやすくなることが期待できます。

守山市および守山市教育委員会の後援名義を使用するには、事前に市の承認を受ける必要があります。申請をされる場合は、申請書に事業計画を添付し、関係課に提出してください。また、事業完了後には、実績報告書を提出する必要があります。

なお、後援名義の承認は、市の施策の推進に寄与すること、法令または公序良俗に反しないこと、営利目的でないことなどを考慮して判断されます。また、承認には時間を要しますので、早めにご相談ください。

広報もりやま掲載

毎月1日と15日発行の広報もりやまの「Information」欄に市民活動や催しなどの記事を掲載することができます。

●掲載できる記事

文化・スポーツ、ボランティア活動等の催しの情報や参加者募集

●申し込みができる人

原則として、市内で活動をしている方

●記事内容

タイトルや団体名、日時、場所、費用、連絡先等 100文字以内

●申し込み方法

掲載希望日の1ヶ月前までに掲載申込書を秘書広報室広報広聴係まで持参

※1月1日号には掲載できません。

※締め切りが早まる可能性があります。

■秘書広報室 ☎582-1164 FAX 583-5066

コラム③

令和3年度 市民提案型まちづくり支援事業

新型コロナウイルスの影響で様々な領域で、多くの市民活動が影響を受けています。そのような中、感染防止対策を行いながら活動を行う10団体において、市民提案型まちづくり支援事業の採択を決定しました。皆様の積極的なご参加と、ご支援ご協力をお願いします！

令和3年度 守山市市民提案型まちづくり支援事業 採択団体

事業名	団体名	事業の概要
きっかけづくり事業(9団体)		
1 縁結びの会inもりやま	しが縁結びプロジェクト	全国的な少子化が、コロナ禍により加速している中、守山市における少子化も例外ではない。その原因として、コロナにおける出会いの場の減少が考えられることから、守山市内で地域資源の紹介を交えながらの交流の場を開催することで、守山市における私たちの力を発信し、まちづくりに積極的に関わる人材育成を目的に活動する。
2 魅力あるまち「赤野井町の歴史探訪講座」実施事業	赤野井歴史の会	赤野井の歴史を研究して、その研究成果を赤野井の住民や子どもたちに伝えることを通じて、魅力あるまちづくりとなるよう、赤野井町の歴史探訪講座を年2回開催する。
3 琵琶湖岸と地球市民の森エリアつながり事業	レイク・フォレストの会	琵琶湖岸と地球市民の森エリアー帯の魅力を高め広く発信することを目的に、地域と活動する人々の交流と連携を図るとともに、地域整備の企画立案を行なうため、イベント等を開催する。
4 ゴミ削減、生ごみを段ボールコンポストで堆肥化し利用する	環境保護団体 あちやはび	一般家庭から出る便却ごみの4割を占める生ごみを減らすことを目的に、その方法の一つとして段ボールコンポストを普及させ、生ごみを堆肥化し、畑や花壇、地域で使い、生ごみを資源として地域循環させる仕組みを作っていくためにワークショップなどを開催する。
5 もりやまふるさと劇団 本公演「野洲川改修物語」	もりやまふるさと劇団	野洲川沿いの歴史やそれに関わった人々の思いを伝える内容の演劇上演するため、台本の作成、小道具・大道具の製作、宣伝活動、他団体とのタイアップ活動、稽古を行う。また、上演場所にあたり、演者となる子どもたちと野洲川に関する演劇を市内の有識者などから話を聞き、地域資源への愛着と郷土愛の醸成、奥深い知識を身に付けてもらう。
6 子育て世代の交流と支え合い活動「くつろぎひろば」	手しごとの会	子育て世代の交流などみんなの場の提供と、核家族世帯の孤立解消を目的に、子どもと母親が少し離れて気持ちに余裕を持つもらえる活動が作れる場を提供する。また、参加した母親同士が交流できる場を提供し、日常の事や子育ての相談等をしやすい環境を作る。
7 なかよしマルシェ開催事業	なかよしマルシェ	親子で楽しめるイベントとして、市内を中心にハンドメイド雑貨などを作っている作家、個人で営む飲食店の紹介の場で、親子が楽しめる体験(ワークショップ)を充実させたマルシェを開催する。
8 「日本の法律・ルール・マナー」ガイドブックの制作と啓発普及事業	日中文化サロン守山	外国籍住民が未然にトラブルを防ぎ、自分や家族の身を守り、困ったときの手助けになるような日本の法律とルール、マナーのガイドブックを作成し、翻訳する。制作にあたっては、警察などと連携を行い内容の確認を適宜行い、より活用してもらえるガイドブックとする。
9 シニア世代のためのライフサポート講座	もりやま地域共生社会推進協会	地域を支える多種多様な専門家、事業者を活用した講座を開催し、今後の高齢化社会を迎えるにあたり、地域共生社会構築に参考となる知識や技術を提供する。また、市民の関心が高いテーマ、課題を総合的に解決することを目的とする。
ステップアップ事業(1団体)		
10 野洲川の環境学習プログラムづくり2021	なかよし野洲川たんけん隊	守山市環境学習都市宣言に基づき、野洲川の自然環境をいかした環境プログラムづくりを行う。多くの市民が「野洲川の自然にふれて、自然環境大切にする心」を育み、次世代に引き継ぐことを目的に各プログラムを開催する。

住みよいまちは、私たちの手で

私たちは、さまざまな社会変化の波の中で生活しています。

社会のグローバル化や情報・科学技術の急速な進展、そして少子高齢化社会に伴い、生活環境も大きく変化しています。この変化の中で、私たちが求めるサービスも極めて個別化・多様化しています。

これまでのサービスは、主に行政と企業によって提供されてきました。しかし、時代が大きく変化し、公平・公正を原則とする行政の画一的なサービスや、効率を優先する企業のサービスだけでは、私たちを取り巻く様々な社会的課題に応えることは困難となっています。

私たちのさまざまな社会的課題に対処するためには、私たち自身による自主的、自発的な課題解決が求められます。私たちは生活中で生じるさまざまな困りごとに對し、多くの人々の相互の助け合いで対処しています。私たちはサービスの受益者であるとともに、提供者でもあります。私たち一人ひとりの自主的、自発的なサービスの提供活動「市民活動」が、安全で安心できる住みよいまちを支えます。

コラム①

自分の余暇の楽しみ探し

まちづくりにつながることもありますよ

初めて、この冊子を手に取っていただいた方の中には、まちづくり活動、市民活動と言うと「まちの活性のために何か特別なことをしなければならない」と難しく考えてしまっている方もおられるかもしれませんね。けれど、まちづくりの入り口はもっと気軽に、「余暇を楽しむ仲間探し、場所探し」と考えてもらえたらいなと思っています。

市が把握している市内の市民活動団体は令和3年7月現在で約400団体にのぼります。その分野は、ボランティア活動をはじめ、スポーツや文化活動など自らの楽しみを目的とした活動から、市民公益活動につながったものまで多岐にわたります。少しでも興味を持った活動、団体があれば一步踏み出してみませんか。

第2章 活動を始めてみよう

私たちの「活動」をはじめよう！

活動との出会いも、関わり方もひとりひとりみんな違います。そして、あなたが今大事にしたいことも変化していき、「活動」も変化していくものです。
あなたの市民活動を行う自発的な思いがより良い社会を作っています。

あなたは何をしたいですか？

- ・相談したい →7ページ
市民活動について相談に対応する組織などの情報はこちら。
- ・参加したい →11ページ
ボランティアに参加する、行政や企業、各種支援センター、NPOや地元団体が行う行事に参加する、などの情報はこちら。
- ・市内の施設情報を知りたい →23ページ
会議やイベントなどで利用できる市内の施設の情報はこちら。
- ・助成金などを利用したい →33ページ
行政・企業などが実施する助成金や、制度・企画に登録・申し込みする、などの情報はこちら。
- ・活動の周知を支援してほしい →35ページ
市の広報紙への掲載や後援名義の使用、などの情報はこちら。

第7章 助成金情報

■守山市市民提案型まちづくり支援事業助成金

市民公益活動団体が自主的、自発的に取り組むまちづくり活動を支援しています。応募団体からのまちづくり活動の提案を審査のうえ、採択し、活動に必要となる経費を各事業区分の設定金額に応じて助成します。
詳しくは募集要項をご覧ください。市ホームページからご覧いただけます。

区分	きっかけづくり事業	ステップアップ事業	自立事業化前提型事業
対象事業	自由なテーマで提案した社会的または地域的な課題の解決に資する事業	知識や経験を活かし、自立した活動を展開することで社会的または地域的な課題の解決に資する事業	地域が抱える課題をビジネスの手法（サービスの受け手から対価を徴収する方法）により解決する事業
助成金額	上限 15万円 (補助率 10/10)	上限 15万円 (補助率 1/2)	上限 50万円 (補助率 10/10)
交付条件	3回限り	2回限り	1回限り ※3年以上事業を継続すること

■そのほかの助成金

市民活動団体の活動資金を支援するため、さまざまな助成金がありますが、募集時期が異なるなど申請の条件もさまざまです。

国、県などの助成金情報はそれぞれ関係機関にお問合せください。また、淡海ネットワークセンター、市ホームページ等においても紹介しています。

・淡海ネットワークセンター ☎ 524-8440 FAX 524-8442
HP : <http://www.ohmi-net.com/article/15698566.html>

・市民協働課（市民交流センター内）☎ 582-1149 FAX 583-4654
HP : <http://www.city.moriyama.lg.jp>

■守山市民交流センター

〒524-0022 守山市守山二丁目 16-45

☎583-2975

【開館時間：9:00～22:00（日・祝日：～17:00）休館日：毎月第3日曜日、年末年始】

※夜間の貸館利用がない場合、17:00に閉館します。

文化活動スペース	9:00～12:00	13:00～17:00	17:00～22:00
多目的ホール 全面 [240人(160人)]	2,400円	3,600円	5,500円
多目的ホール 半面 [120人(80人)]	1,200円	1,800円	2,750円
研修室1 [24人(16人)]	410円	600円	1,600円
研修室2 [24人(16人)]	410円	600円	1,600円
会議室 [24人(16人)]	410円	600円	1,600円
和室1 [24人(16人)]	410円	600円	1,600円
和室2 [24人(16人)]	410円	600円	1,600円

*冷暖房費は別途加算となります。

*営利を目的とする活動または宗教活動もしくは、政治活動に該当する活動がある場合は、使用できません。

*使用につきましては事前にお問い合わせください。

*詳しくは、守山市民交流センターのホームページでご覧いただけます。

市民活動スペース	9:00～22:00
ミーティング室 [6人(4人)]	無料
サロンルーム(4区画) 簡易パーティションで仕切っています。 [1区画15人(10人)]	無料
交流室 [30人(20人)]	無料

*市民活動やボランティア活動を行う団体、または個人が打ち合わせやサロン等に使用できます。

*交流室のみ9時～17時の間は占有使用できません。

*使用につきましては条件がありますので、事前にお問い合わせください。

*詳しくは、守山市民交流センターのホームページでご覧いただけます。

備品使用料	金額
移動ステージ (要組立て)	1回 1,200円
ワイヤレスアンプ	1回 360円
プロジェクター	1回 500円
スクリーン	1回 500円

印刷(輪転機)・コピー	金額
マスター(製版)	1回 100円
印刷(用紙持ち込みあり)	1枚 2円
印刷(用紙持ち込みなし)	1枚 3円
白黒コピー	1枚 10円
カラーコピー	1枚 50円

第3章 さまざまな活動の形

1. 活動の特徴

市民活動は、個人で行う場合もあれば、団体を作つて行う場合もあります。活動を広く社会に広めたい、レベルアップさせたいと考えるなら、団体を作つて活動すると効果的です。ここでは個人活動と団体活動の特徴について述べてみます。

(1) 個人

資金集め、広報、場所の確保、機材の用意などを一人で行つ自発的な活動です。自分自身が主体にならなくとも、他所の活動に参加する、団体に加入する、イベントに参加する、資金、物品を寄付する、アンケートに答えるなどすべて自主的な行動です。

(2) 趣味の市民活動団体

趣味を楽しむ人の集まりです。例えば、同好会、クラブ活動、芸術、工作、スポーツのサークル活動、生涯学習の自主教室などです。

(3) 共益を目的とする市民活動団体

会員に共通する様々な問題や課題を解決する非営利の会員組織の団体です。活動資金は主に会員から徴収します。自治会、組合、協会、PTA、保護者会などです。

(4) 公益を目的とする市民活動団体

社会で生じている様々な問題(福祉、環境、まちづくり、教育など)に対して、「何とかしよう」「より良くしよう」と自発的、主体的に問題解決に向けて活動している非営利の会員組織の団体です。活動資金は、寄付金、事業収益などです。例えば、ボランティア活動団体、NPO法人などです。(NPO法人については次ページに説明があります)

2. NPO法人とは

(1) NPOとNPO法人の違いを知っていますか？

NPOは英語の Non Profit Organization を省略したもので日本語では非営利活動団体と言い、営利団体（企業）と対比して使います。非営利団体には、社団法人、財団法人、社会福祉法人、学校法人、宗教法人、中間法人、共同組合、自治会・・・なども含まれますが狭義では、各種ボランティア団体や市民活動団体を指します。

NPO（非営利活動団体）の中で特定非営利活動促進法により国、都道府県より認証を受けた団体をNPO法人（特定非営利活動法人）と呼んでいます。

(2) NPO法人（特定非営利活動法人）になると

団体として信用が高まり様々な契約を結べるほか、財産を保有・運営し組織としての安定が図りやすくなります。一方、NPO法人として活動するためには、法的ルールに従い運営、会計処理し、その他の責任も義務付けられます。

また、NPO法人の中で、組織体制・運営・活動が適正であり、公益に資しており一定の基準に適合していることが所轄庁に認められると『認定NPO法人』として認定されます。認定されると、寄付やお金の移動に対し税金の優遇措置が得られ、寄付を集めやすくなること、また資金力の強化に繋がり活動の一層の発展が期待できます。

(3) 非営利活動とは

活動の目的や責務を成し遂げるためには、収入を得て、そこから経費を支払い、必要に応じてひとを雇い給料を支払ったりします。「Profit=利益=売上から人件費や諸経費を引いた残り」の部分を株主や役員に配分することなく、今後の事業や活動のために費やすことを言います。

NPO法人認証や認定NPO法人認定の制度内容、提出書類等は滋賀県ホームページ「協働ネットしが」(<https://www.kyodoshiga.jp/>)に詳しく掲載されています。

【駅前東口スポーツ広場】 施設使用料（1時間につき） 全面	6:00～21:00 (夜間照明使用なし) (休日) 100円(150円)	6:00～21:00 (夜間照明使用あり) (810円)
-------------------------------------	---	------------------------------------

【野洲川立入河川公園】 施設使用料(1時間につき) 芝生広場[サッカー専用] (休日) クレイ広場 (休日)	9:00～17:00 170円 (240円) 120円 (170円)
---	--

【守山市民運動公園施設について】
*利用者が市外区分の場合は、利用料金が変わります。
*入場料やそれに類するものを徴収する場合は、別途加算となります。
*使用につきましてはお問い合わせください。
*施設や予約状況については、市民運動公園のホームページをご覧いただけます。

■野洲川歴史公園サッカー場（ビッグレイク）

〒524-0212 守山市服部町 2439 ☎584-3366

[指定管理者：公益財団法人 守山市文化体育振興事業団]

【開館時間】：9:00～17:00 休館日：火曜日、祝日の翌日、年末年始】

【人工芝 A・B コート】 施設使用料（1時間につき） 1コート (休日) 3/4面 (休日) 1/2面 (休日) 1/4面 (休日)	9:00～21:00 (5月1日～9月30日は7:00～21:00) 4,000円 (6,000円) 3,500円 (5,250円) 3,000円 (4,500円) 2,000円 (3,000円)
--	---

【天然芝 C コート】 施設使用料 2時間30分まで (休日) 5時間まで (休日) 全日 (休日)	9:00～17:00 13,200円 (19,800円) 26,400円 (39,600円) 39,600円 (59,400円)
--	---

*利用者が市外区分の場合は、申請可能の月日が変わります。
*照明、クラブハウス、備品等についてのお問い合わせください。
*生徒、障害者等の使用については別途料金となります。
*入場料やそれに類するものを徴収する場合は、別途加算となります。
*使用につきましてはお問い合わせください。
*施設や予約状況については、ビッグレイクのホームページをご覧いただけます。

■守山市民運動公園

〒524-0051 守山市三宅町100

【指定管理者：公益財団法人 守山市文化体育振興事業団】 ☎583-5354
【開館時間：9:00～17:00 休館日：火曜日、祝日の翌日、年末年始】

【市民体育館】 施設使用料(1時間につき)	9:00～17:00	17:00～22:00
大アリーナ 全面 (休日)	1,500円 (2,200円)	2,600円 (3,900円)
大アリーナ 半面 (休日)	750円 (1,100円)	1,300円 (1,950円)
多目的アリーナ 全面 (休日)	930円 (1,400円)	1,300円 (1,900円)
多目的アリーナ 半面 (休日)	470円 (700円)	650円 (950円)
弓道場[貸し切り] (休日)	550円 (820円)	770円 (1,100円)

*冷暖房費は別途加算となります。

*弓道場は個人利用料金もあります。

*会議室・控室等、備品、照明等についてお問い合わせください。

*入場料やそれに類するものを徴収する場合は、別途加算となります。

*使用につきましては事前にお問い合わせください。

*施設や予約状況については、市民運動公園のホームページでご覧いただけます。

【市民球場】施設使用料(1時間につき)	6:00～17:00
全面 (休日)	2,000円 (3,000円)
外野[人工芝] (休日)	1,400円 (2,100円)

【市民スポーツ広場】 施設使用料[3コーナー]	6:00～18:00 (1時間につき)	18:00～21:00 (3時間)
1コーナー (休日)	130円 (180円)	2,000円 (3,000円)

*18:00～21:00の料金には照明の使用料金も含んでいます。

【ソフトボール場】 施設使用料	6:00～18:00 (1時間につき)	18:00～21:00 (3時間)
全面 (休日)	310円 (450円)	3,400円 (5,100円)

*18:00～21:00の料金には照明の使用料金も含んでいます。

【運動公園テニスコート】 施設使用料[人工芝8コート]	6:00～21:00 (夜間照明使用なし)	6:00～21:00 (夜間照明使用あり)
1コート1時間利用(休日)	600円 (900円)	1,050円 (1,350円)

【守山町公園テニスコート】 施設使用料[人工芝2コート]	6:00～18:00 (1時間につき)	18:00～21:00 (3時間)
1コート (休日)	500円 (750円)	2,100円 (3,150円)

*18:00～21:00の料金には照明の使用料金も含んでいます。

第4章 市民活動を支援する組織

1 守山市社会福祉協議会

守山市社会福祉協議会は、地域福祉の推進を目的とした団体で、会費や共同募金等の皆さまのご協力による財源を基に、住民や各種団体等のお力添えをいただき、「誰もが住みよく安心して暮らせるまちづくり」を進めています。

地域福祉への理解・関心を高めるための職員出前講座や広報紙「社協だより」の発行等を行うほか、住民交流を深めるためのイベント機器・レクリエーション用品等の貸し出し等、市民活動の推進につながる事業も行っています。

主な事業

- ・募金（災害時の義援金、共同募金、日本赤十字社など）
- ・講座研修（ボランティアの育成や関連講座・研修会の開催）
- ・団体支援（自治会による子育て・高齢者サロンの推進）
- ・ボランティア活動（個人、団体）の登録・紹介
- ・ボランティア活動に関わる各種相談 など

ボランティアセンターにご登録ください！

守山市社会福祉協議会が設置するボランティアセンターでは、地域福祉の推進のため、ボランティア活動の登録や紹介、活動に関わる各種相談を行っており、市内で公益的な活動を行うグループや個人がセンターに登録することができます。



現在、61の団体と12人の個人が登録されています。また、当センターでは、活動の拡充に向けた講座や研修の開催、活動場所の提供、登録グループへの活動資金の助成等を行っています。

社会福祉法人 守山市社会福祉協議会

〒524-0013 守山市下之郷三丁目2番5号（すこやかセンター2F）

☎ 077-583-2923 ☎ 077-582-1615

<http://www.moriyama-shakyo.or.jp>

■業務時間：8:30～17:15

■休業日：土日・祝日・年末年始